

市発注工事における「準市内業者」の取扱いについて

市発注工事における市内業者に準ずる県内・県外業者（以下「準市内業者」という。）については、その要件・対象工種を次のとおりとする。

1 準市内業者の要件

下記の（１）及び（２）に該当する者とする。

- （１）建設業法第３条の規定による「従たる営業所（支店・営業所等）」（以下「従たる営業所」という。）を大館市内に有する者。
- （２）当該営業所の社員（入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）の合計が２０人以上で、その７０％以上が大館市内に住所を有していること。

2 対象工種

一般土木、建築一式、舗装工事を除く全ての工種

3 発注方式

２の工種の中で、指名の対象となる業者数、規模及び技術的難易度等を勘案し、入札参加要件として「市内業者又は準市内業者発注」とすることができるものとする。なお、発注基準の目安として、これまで従たる営業所への発注が可能としていた事業費（２，５００万円以上）とする。

4 準市内業者以外の従たる営業所を大館市内へ有する者への対応

事業費２，５００万円以上の市内及び準市内業者への発注案件で、応募者が４名に満たず競争性が確保できないと認められる場合には、入札参加要件に従たる営業所を加え追加公募を行うものとする。

5 入札公告

- （１）「市内業者又は準市内業者」であることを入札に参加する者に必要な条件とする場合は、入札公告に次のとおり要件を記載するものとする。

【入札に参加する者に必要な条件】

- 本公告日現在、大館市内に法第３条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店等）又は従たる営業所（支店・営業所等）を有し、当該営業所が有資格業者名簿に登録されていること。ただし、従たる営業所においては、当該営業所の社員（入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）の合計が２０人以上で、その７０％以上が大館市内に住所を有していること。

- （２）「入札参加申込等に関する事項」については、入札公告に次のとおり書類を追加するものとする。

【入札参加申込等に関する事項】

- 「従たる営業所での参加資格に関する確認書類」

（ア）当該営業所の職員名簿（入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）

（イ）職員名簿に関する誓約書及び同意書

(ウ) 建設業法施行規則第21条の4に規定する通知（総合評定値通知書）のうち、審査基準日が本工事に係る入札申込手続きを行う日以前の1年7カ月以内のもので、その最新の写し。

6 適用時期

この取扱いは、平成26年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

この取扱いは、平成31年4月1日から適用する。